

# 令和8年度 就学支援に関する心理検査業務 仕様書

## 1 業務名

令和8年度 就学支援に関する心理検査業務

## 2 目的

特別支援教育を要する幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）の就学に係る支援等を行うため、判定に必要な心理検査を実施する業務委託を行う。

## 3 場所

対象の児童等が所属する学校（園）等

## 4 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 5 業務内容等

(1) 那覇市から依頼する児童等に対する心理検査の実施及び行動観察を行う。

実施日程については次のとおりとし、検査数は174件程度の見込みであるが変動する場合がある。

番号	期日	対象者	検査数（見込み）
①	令和8年5月上旬～5月下旬	小学6年生	60件程度
②	令和8年6月中旬～7月上旬	幼児、小学1～5年生、 中学生	60件程度
③	令和8年9月上旬～9月中旬	幼児、小学生、中学生	54件程度

(2) 検査終了後は、以下の書類を作成し、期日までに提出すること。

	書類名	記載内容	提出期限 (番号①)	提出期限 (番号②)	提出期限 (番号③)	提出方法
1	心理学的判定のための資料	検査結果・ 所見等	令和8年 5月29日	令和8年 7月6日	令和8年 9月17日	持ち込み
2	検査記録用紙	検査時の数 値等	令和8年 5月29日	令和8年 7月6日	令和8年 9月17日	
3	検査実施報告書	氏名、実施 場所等	令和8年 6月12日	令和8年 7月21日	令和8年 10月2日	

- (3) 検査実施日については、初回は那覇市で日程調整を行うが、児童等の体調不良等により日程に変更が生じる場合は、受託者で日程調整すること。
- (4) 心理検査については、WISC や WIPPSI 等、児童等にあった検査方法を実施することとし、検査に必要な検査用具は受託者において調達すること。ただし、必要な検査用紙については、那覇市から支給する。
- (5) 検査を実施した結果、判定不能となった場合も(2)表の書類を提出すること。

## 6 資格要件

心理検査を実施する者は、公認心理師又は臨床心理士の資格を有する者とする。

## 7 業務に従事する公認心理師等の名簿提出及び名札の着用

- (1) 指定された期日までに、次の書類を提出すること。
  - なお、変更または追加が生じたときは、速やかに変更後または追加の書類を提出すること。
  - ア 心理検査を行う者の公認心理師、臨床心理士の資格を証明する書類の写し
  - イ 就学支援に関する心理検査実施業務従事者等報告
  - ウ 児童等と接する業務に就く職種対象の誓約書(こども性暴力防止法第2条第7項及び第8項の規定に関する欠格事項)
- (2) 公認心理師等は、業務従事中、名札を着用すること。

## 8 契約方法等

契約は公認心理師等の心理検査1件あたりの単価契約とする。なお、単価には委託業務に係る交通費を含むものとする。

那覇市から支払う委託料は、実際に学校等で心理検査を実施した件数の実績に基づいて算定し支払う。本契約における実施見込みの委託料の支払いを保証するものではないため、留意すること。

## 9 個人情報の取扱い及び秘密の保持

- (1) 本業務の遂行における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、及び別紙「個人情報の取扱いを定める特約」を遵守しなければならない。
- (2) 本業務で使用又は収集した個人情報及び内部情報を、持ち出し、目的以外に使用し、若しくは第三者に開示又は提供してはならない。本業務終了後においても同様とする。

## 10 特記事項

本仕様書に明記されていないこと及び業務上生じた疑義については、那覇市と協議して定めること。